

電波法及び放送法の一部を改正する法律の概要

地上デジタルテレビジョン放送への移行について、その円滑な実施を推進するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した放送の早期実現を図るため、所要の改正を行う。

1 受信機器購入等の支援に係る電波利用料の用途の拡大

背景

平成23年7月までに地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ移行するに当たり、経済的理由等により地上デジタル放送の受信設備を購入することが困難な者に対して地上デジタル放送の受信を可能とするための支援を行う必要がある。

改正事項

電波利用料の用途の拡大

- ・ 上記支援に電波利用料を充てることができるよう、電波法を改正する。

2 移動受信用地上放送の実現のための制度整備

背景

地上デジタル放送への完全移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図る必要がある。

改正事項

移動受信用地上放送の実現に必要な以下の制度整備を行う。

○ 開設計画の認定制度の導入（電波法の改正）

- ・ 移動受信用地上放送の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に設置できるよう、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する。

○ 受託放送・委託放送制度の導入（放送法の改正）

- ・ 移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適用されている受託放送・委託放送の制度を導入する。